

昭和二十二年法律第三十五号

會計法

第一章 總則

第二章 收入

第三章 支出負擔行為及び支出

第一節 總則

第二節 支出負擔行為

第三節 支出

第四節 支払

第五章 契約

第六章 時効

第七章 國庫金及び有価証券

第八章 出納官吏

第一章 雜則

第一節 總則

第二章 收入

第三章 支出負擔行為及び支出

第一節 總則

第二節 支出負擔行為

第三節 支出

第四節 支払

第五章 契約

第六章 時効

第七章 國庫金及び有価証券

第八章 出納官吏

第一章 雜則

第一節 總則

第二章 收入

第三章 支出負擔行為及び支出

第一節 總則

第二節 支出負擔行為

第三節 支出

第四節 支払

第五章 契約

第六章 時効

第七章 國庫金及び有価証券

第八章 出納官吏

第一章 雜則

第一節 總則

第二章 收入

第三章 支出負擔行為及び支出

第一節 總則

第二節 支出負擔行為

第三節 支出

④ 前三項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、又は分掌させることができる。

⑤ 第三項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、分任歳入徴収官という。

第五条 歳入は、歳入徴収官でなければ、これを徴収することができない。

第六条 歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、政令で定めるものを除き、債務者に対して納入の告知をしなければならぬ。

第七条 歳入は、出納官吏でなければ、これを収納することができない。但し、出納員に収納の事務を分掌させる場合又は日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない。

② 出納官吏又は出納員は、歳入の収納をしたときは、遅滞なく、その収納金を日本銀行に払い込まなければならない。

第八条 歳入の徴収の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第九条 出納の完結した年度に属する収入その他予算外の収入は、すべて現年度の歳入に組み入れなければならない。但し、支出済となつた歳入の返納金は、政令の定めるところにより、各々支払つた歳入の金額に戻入することができる。

② 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

③ 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負擔行為担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）の事務の一部を分掌させることができる。

④ 第四条の二第四項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

⑤ 第三項の規定により支出負擔行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、分任支出負擔行為担当官という。

第十三条の二 支出負擔行為担当官が支出負擔行為をするには、政令の定めるところにより、支出負擔行為の内容を表示する書類を第二十四条第四項に規定する支出官に送付し、当該支出負擔行為が当該支出負擔行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負擔行為が支出負擔行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これを行うことができない。この場合において、支出負擔行為担当官が同項に規定する支出官を兼ねて行うときは、その確認は、自ら行わなければならない。

② 分任支出負擔行為担当官が支出負擔行為をなす場合における前項の規定の適用については、同項前段中「支出負擔行為担当官が」とあるのは「分任支出負擔行為担当官が」と、「支出負擔行為の内容を表示する書類」とあるのは「支出負擔行為担当官が所属の各分任支出負擔行為担当官のなす支出負擔行為の限度額及びその内訳を記載した書類」と読み替へるものとする。

第十三条の三 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負擔行為の全部又は一部について認証を行わしめることができる。

② 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に支出負擔行為の認証を行わしめることができる。

③ 第四条の二第四項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

④ 第一項又は第二項の規定により支出負擔行為の認証を行なう職員は、支出負擔行為認証官という。

第十三条の四 前条の場合において、支出負擔行為担当官が支出負擔行為をなすには、第十三条の二第一項の規定にかかわらず、支出負擔行為の内容を表示する書類を支出負擔行為認証官に送付し、政令の定めるところによりその認証を受け、且つ、当該支出負擔行為が支出負擔行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。

第十三条の五 支出負擔行為の認証の職務は、支出負擔行為の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第三節 支出

第十四条 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて、支出しようとするときは、財政法第三十四条の規定により承認された支払計画に定める金額を超えてはならない。

② 各省各庁の長は、前項の金額の範囲内であつても、支出負擔行為の確認又は認証を受け、且つ、支出負擔行為に関する帳簿に登記されたものでなければ支出することはできない。

第十五条 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基づいて支出しようとするときは、現金の交付に代え、日本銀行を支払人とする小切手を振り出し、又は財務大臣の定めるところにより、国庫内の移換のための国庫金振替書（以下「国庫金振替書」という。）若しくは日本銀行をして支払をなすしめるための支払指図書（以下「支払指図書」という。）を日本銀行に交付しなければならない。

第十六条 各省各庁の長は、債権者のためでなければ小切手を振り出すことはできない。但し、第十七条、第十九条乃至第二十一条の規定による場合は、この限りでない。

第十七条 各省各庁の長は、交通通信の不便な地方で支払う経費、庁中常用の雑費その他経費の性質上主任の職員をして現金支払をなさしめなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、当該職員をして現金支払をなさしめるため、政令の定めるところにより、必要な資金を交付することができる。

第十八条 各省各庁の長は、前条に規定する経費で政令で定めるものに充てる場合に限り、必要已むを得ないときは財務大臣の承認を経て、会

第三条 歳入は、法令の定めるところにより、これを徴収又は収納しなければならない。

第四条 財務大臣は、歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理し、各省各庁の長は、その所掌の歳入の徴収及び収納に関する事務を管理する。

第四条の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができる。

② 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

③ 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴収官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）の事務の一部を分掌させることができる。

④ 前三項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、又は分掌させることができる。

⑤ 第三項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、分任歳入徴収官という。

第五条 歳入は、歳入徴収官でなければ、これを徴収することができない。

第六条 歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、政令で定めるものを除き、債務者に対して納入の告知をしなければならぬ。

第七条 歳入は、出納官吏でなければ、これを収納することができない。但し、出納員に収納の事務を分掌させる場合又は日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない。

② 出納官吏又は出納員は、歳入の収納をしたときは、遅滞なく、その収納金を日本銀行に払い込まなければならない。

第八条 歳入の徴収の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第九条 出納の完結した年度に属する収入その他予算外の収入は、すべて現年度の歳入に組み入れなければならない。但し、支出済となつた歳入の返納金は、政令の定めるところにより、各々支払つた歳入の金額に戻入することができる。

② 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

③ 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負擔行為担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）の事務の一部を分掌させることができる。

④ 第四条の二第四項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

⑤ 第三項の規定により支出負擔行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、分任支出負擔行為担当官という。

第十三条の二 支出負擔行為担当官が支出負擔行為をするには、政令の定めるところにより、支出負擔行為の内容を表示する書類を第二十四条第四項に規定する支出官に送付し、当該支出負擔行為が当該支出負擔行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負擔行為が支出負擔行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これを行うことができない。この場合において、支出負擔行為担当官が同項に規定する支出官を兼ねて行うときは、その確認は、自ら行わなければならない。

② 分任支出負擔行為担当官が支出負擔行為をなす場合における前項の規定の適用については、同項前段中「支出負擔行為担当官が」とあるのは「分任支出負擔行為担当官が」と、「支出負擔行為の内容を表示する書類」とあるのは「支出負擔行為担当官が所属の各分任支出負擔行為担当官のなす支出負擔行為の限度額及びその内訳を記載した書類」と読み替へるものとする。

第十三条の三 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負擔行為の全部又は一部について認証を行わしめることができる。

② 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に支出負擔行為の認証を行わしめることができる。

③ 第四条の二第四項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

④ 第一項又は第二項の規定により支出負擔行為の認証を行なう職員は、支出負擔行為認証官という。

第十三条の四 前条の場合において、支出負擔行為担当官が支出負擔行為をなすには、第十三条の二第一項の規定にかかわらず、支出負擔行為の内容を表示する書類を支出負擔行為認証官に送付し、政令の定めるところによりその認証を受け、且つ、当該支出負擔行為が支出負擔行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。

第十三条の五 支出負擔行為の認証の職務は、支出負擔行為の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第三節 支出

第十四条 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて、支出しようとするときは、財政法第三十四条の規定により承認された支払計画に定める金額を超えてはならない。

② 各省各庁の長は、前項の金額の範囲内であつても、支出負擔行為の確認又は認証を受け、且つ、支出負擔行為に関する帳簿に登記されたものでなければ支出することはできない。

第十五条 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基づいて支出しようとするときは、現金の交付に代え、日本銀行を支払人とする小切手を振り出し、又は財務大臣の定めるところにより、国庫内の移換のための国庫金振替書（以下「国庫金振替書」という。）若しくは日本銀行をして支払をなすしめるための支払指図書（以下「支払指図書」という。）を日本銀行に交付しなければならない。

第十六条 各省各庁の長は、債権者のためでなければ小切手を振り出すことはできない。但し、第十七条、第十九条乃至第二十一条の規定による場合は、この限りでない。

第十七条 各省各庁の長は、交通通信の不便な地方で支払う経費、庁中常用の雑費その他経費の性質上主任の職員をして現金支払をなさしめなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、当該職員をして現金支払をなさしめるため、政令の定めるところにより、必要な資金を交付することができる。

第十八条 各省各庁の長は、前条に規定する経費で政令で定めるものに充てる場合に限り、必要已むを得ないときは財務大臣の承認を経て、会

計年度開始前、主任の職員に対し同条の規定により資金を交付することができる。

② 財務大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び会計検査院に通知しなければならない。

第十九条 財務大臣は、日本銀行をして国債の元利払及び国の保管に係る現金の利子の支払の事務を取り扱わせるため、必要な資金を日本銀行に交付することができる。

第二十条 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、現金支払をなさしめるため、主任の職員をしてその保管に係る歳入金、歳出金又は歳入歳出外現金を繰り替え使用せしめることができる。

② 各省各庁の長は、前項の規定により、歳出金に繰り替え使用した現金を補填するため、その補填の資金を当該職員に交付することができる。

第二十一条 各省各庁の長は、債権者に支払をする場合において、政令で定める場合に該当するときは、必要な資金を日本銀行に交付して、支払をなさしめることができる。

② 前項の規定は、政令で定める出納官吏に対し第七十七条又は前条第二項の規定により資金を交付しようとする場合に、これを準用する。

第二十二条 各省各庁の長は、運賃、備船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金払又は概算払をすることができる。

第二十三条 削除

第二十四条 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に属する歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払指図書書の交付に関する事務を委任することができる。

② 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項に規定する事務を委任することができる。

③ 第四条の二第四項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

④ 各省各庁の長又は第一項若しくは第二項の規定により委任された職員は、支出官という。

第二十五条 削除

第二十六条 歳出の支出の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。ただし、特別の

必要がある場合には、政令で特例を設けることができる。

第二十七条 過年度に属する経費は、現年度の歳出の金額からこれを支出しなければならない。但し、財政法第三十五条第三項但書の規定により財務大臣の指定する経費の外、その経費所属年度の毎項金額中不用となつた金額を超過してはならない。

第四節 支払

第二十八条 日本銀行は、支出官の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日附から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

② 日本銀行は、第二十一条の規定により、資金の交付を受けた場合においては、支出官がその資金の交付のために振り出した小切手の振出日附から一年を経過した後は、債権者又は出納官吏に対し支払をすることができない。

第四章 契約

第二十九条 各省各庁の長は、第十条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

第二十九条の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に前条の契約に関する事務を委任することができる。

② 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

③ 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、契約担当官(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)の事務の一部を分掌させることができる。

④ 第四条の二第四項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

⑤ 第三項の規定により契約担当官の事務の一部を分掌する職員は、分任契約担当官という。

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九条の四 契約担当官等は、前条第一項、第三項又は第五項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

② 前項の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。

第二十九条の五 第二十九条の三第一項、第三項又は第五項の規定による競争(以下「競争」という。)は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

② 前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについては、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないうおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるとき

は、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

② 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの(同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの)をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

第二十九条の七 第二十九条の四の規定により納付された保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)のうち、落札者(前条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下次条において同じ。)の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、国庫に帰属するものとする。

第二十九条の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

② 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

第二十九条の九 契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を即納する場合その他政令で定める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

② 第二十九条の四第二項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

第二十九条の十 前条の規定により納付された契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、国庫に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金につい

ては、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

て契約で別段の定めをしたときは、その定められたところによるものとする。

第二十九条の十一 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合において、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

② 契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

③ 前二項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、政令の定めるところにより、第一項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

④ 各省各庁の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第一項の監督及び第二項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることができる。

⑤ 契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第一項の監督及び第二項の検査を委託して行なわせることができる。

第二十九条の十二 契約担当官等は、政令の定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第五章 時効

第三十一条 金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

② 金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に關し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第三十二条 法令の規定により、国がなす納入の告知は、時効の更新の効力を有する。

第六章 国庫金及び有価証券

第三十三条 各省各庁の長は、債権の担保として徴するもののほか、法律又は政令の規定によるのでなければ、公有若しくは私有の現金又は有価証券を保管することができない。

第三十四条 日本銀行は、政令の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

② 前項の規定により日本銀行において受け入れた国庫金は、政令の定めるところにより、国の預金とする。

第三十五条 国は、その所有又は保管に係る有価証券の取扱及びその保管に係る現金の利子の支払を日本銀行に命ずることができる。

第三十六条 日本銀行は、その取り扱った国庫金の出納、国債の発行による収入金の収支、第十九条又は第二十一条の規定により交付を受けた資金の収支及び前条の規定により取り扱った有価証券の受払に關して、会計検査院の検査を受けるなければならない。

第三十七条 日本銀行が、国のために取り扱う現金又は有価証券の出納保管に關し、国に損害を与えた場合の日本銀行の賠償責任については、民法及び商法の適用があるものとする。

第七章 出納官吏

第三十八条 出納官吏とは、現金の出納保管を掌る職員をいう。

② 出納官吏は、法令の定めるところにより、現金を出納保管しなければならない。

第三十九条 出納官吏は、各省各庁の長又はその委任を受けた職員が、これを命ずる。

② 各省各庁の長又はその委任を受けた職員が、要があると認めるときは、前項の出納官吏の事

務の一部を分掌する分任出納官吏又は当該出納官吏若しくは分任出納官吏の事務の全部を代理する出納官吏代理を命ずることができる。

第四十条 各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、出納官吏、分任出納官吏及び出納官吏代理以外の職員に現金の出納保管の事務を取り扱わせることができる。

② 前項の規定により現金の出納保管の事務を取り扱う職員は、これを出納員という。

第四十条の二 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員を出納官吏、分任出納官吏又は出納官吏代理とすることができる。

② 前項の場合において、各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該他の各省各庁所属の職員を出納員とすることができる。

第四十一条 出納官吏が、その保管に係る現金を亡失した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、弁償の責を免れることができない。

② 出納官吏は、単に自ら事務を執らないことを理由としてその責を免れることができない。ただし、分任出納官吏、出納官吏代理又は出納員の行為については、この限りでない。

第四十二条 各省各庁の長は、出納官吏がその保管に係る現金を亡失したときは、政令の定めるところにより、これを財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第四十三条 各省各庁の長は、出納官吏の保管に係る現金の亡失があつた場合においては、会計検査院の検定前においても、その出納官吏に対して弁償を命ずることができる。

② 前項の場合において、会計検査院が出納官吏に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

第四十四条 分任出納官吏、出納官吏代理及び出納員は、その行為については、自らその責に任ずる。

第四十五条 出納官吏に關する規定は、出納員について、これを準用する。

第八章 雑則

第四十六条 財務大臣は、予算の執行の適正を期するため、各省各庁に対して、収支の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況

について実地監査を行い、又は必要に応じ、閣議の決定を経て、予算の執行について必要な指示をなすことができる。

② 財務大臣は、予算の執行の適正を期するため、自ら又は各省各庁の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者（補助金の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができる。

第四十六条の二 各省各庁の長は、財政法第四十三条第一項に規定する繰越しの手續及び同法第四十三条の三に規定する翌年度にわたつて支出すべき債務の負担（以下「繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担」という。）の手續に關する事務を当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、財務大臣は、これらの規定に規定する承認に關する事務を財務省所属の職員に、政令の定めるところにより、委任することができる。

第四十六条の三 各省各庁の長は、次に掲げる者に事故がある場合（これらの者が第四条の二第四項（第十三条第四項、第十三条の三第三項、第二十四条第三項及び第二十九条の二第四項）において準用する場合を含む。）の規定により指定された官職にある者である場合には、その官職にある者が欠けたときを含む。）において、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員にその事務を代理させることができる。

一 歳入徴収官、支出負担行為担当官及び契約担当官並びにこれらの者の分任官

二 支出負担行為認証官及び支出官

② 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、前項各号に掲げる者（同項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。）の事務の一部を処理させることができる。

第四十七条 財務大臣、歳入徴収官、各省各庁の長、支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、支出官、出納官吏及び出納員並びに日本銀行は、政令の定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを財務大臣又は会計検査院に送付しなければならない。

② 出納官吏、出納員及び日本銀行は、政令の定めるところにより、その出納した歳入金又は歳

出金について、歳入徴収官又は支出官に報告し
なければならぬ。

第四十八条 国は、政令の定めるところにより、
その歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行
為、支出負担行為の承認又は承認、契約（支出
負担行為に該当するものを除く。以下同じ。）
繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にお
ける債務の負担の手続に関する事務を、都道府
県の知事又は知事の指定する職員が行うことと
することができる。

② 前項の規定により都道府県が行う歳入、歳
出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担
行為の承認又は承認、契約、繰越しの手続及び
繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の
手続に関する事務については、この法律及びそ
の他の会計に関する法令中、当該事務の取扱に
関する規定を準用する。

③ 第一項の規定により都道府県が行うこととさ
れる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第
六十七号）第二条第九項第一号に規定する第
一号法定受託事務とする。

第四十九条 第十五条の規定は、各省各庁の長又
はその委任を受けた職員が、歳出金の支出によ
らない国庫金の払出をする場合について、これ
を準用する。

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく
命令の規定により作成することとされている書
類等（書類、計算書その他文字、図形その他の
人の知覚によつて認識することができる情報
が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び
次条において同じ。）については、当該書類等
に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては
認識することができない方式で作られる記録で
あつて、電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものとして財務大臣が定めるもの）をい
う。同項及び同条第一項において同じ。）の作成を
もつて、当該書類等の作成に代えることができ
る。この場合において、当該電磁的記録は、当
該書類等とみなす。

② 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成
されている場合の記名押印については、記名押
印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置で
あつて財務大臣が定める措置をとらなければな
らない。

第四十九条の三 この法律又はこの法律に基づく
命令の規定による書類等の提出については、当

該書類等が電磁的記録で作成されている場合に
は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する
方法その他の情報通信の技術を利用する方法で
あつて財務大臣が定めるものをいう。次項にお
いて同じ。）をもつて行うことができる。

② 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法
によつて行われたときは、当該書類等の提出を
受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えら
れたファイルへの記録がされた時に当該提出を
受けるべき者に到達したものとみなす。

第五十条 この法律施行に関し必要な事項は、政
令でこれを定める。

附則抄
第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日か
ら、これを施行する。但し、第七章及び第四十
八条の規定は、日本国憲法施行の日から、これ
を施行し、第十二条、第十四条及び第二十五
条の規定並びにこの法律中国庫金振替書に関
する規定施行の日は、各規定について、政令で
これを定める。

第二条 この法律中「政令」とあるのは、日本国
憲法施行の日までは、これを「勅令」と読み替
えるものとす。

第三条 従前の第一条又は第六条の規定は、昭和
二十一年度に属する歳入歳出の出納に関する事
務の完結並びに同年度に属する大蔵省証券の発
行、借入金及びこれらの償還に関しては、この法律施行後においても、なお、その効
力を有する。

第四条 従前の第三十五条乃至第三十七条の規定
は、日本国憲法施行の日まで、なお、その効
力を有する。

第五条 昭和二十年度歳入歳出の決算につ
いては、次の会期において国会に提出すること
ができる。

附則（昭和二十三年七月一日法律第七
九号）
① この法律は、公布の日から、これを施行す
る。

② この法律施行前、都道府県の吏員において取
り扱つた国の歳入歳出外現金、会計法第二十五
条の規定による認証及び物品に関する事務につ
いては会計法及びその他の会計に関する法令
中、当該事務の取扱に関する規定の準用がある
ものとする。

附則（昭和二十四年四月一日法律第二
四号）抄

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行
する。但し、昭和二十三年度分に関する契約等
及び支出に関しては、なお、従前の例による。

附則（昭和二十四年五月三十一日法律第一
三四号）抄
① この法律は、昭和二十四年六月一日から施行
する。

附則（昭和二十四年五月三十一日法律第一
六一号）
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行
する。

附則（昭和二十六年三月三十一日法律第一
〇四号）
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行
する。

附則（昭和二十七年三月五日法律第四
号）抄
① この法律中継続費、歳出予算及び支出予算の
区分並びに繰越に係る部分は、公布の日から
その他の部分は、昭和二十七年四月一日から施
行する。但し、改正後の財政法、会計法等の規
定中継続費、歳出予算及び支出予算の区分並び
に支出負担行為の実施計画に係る部分は、昭和
二十七年年度分の予算から適用する。

② 昭和二十六年年度分以前の予算に係る歳出予算
及び支出予算の区分については、なお従前の例
による。

③ 改正前の財政法第二十五条の規定により翌年
度に繰り越して使用することについて国会の承
認を経た昭和二十六年年度の歳出予算に係る繰越
については、なお従前の例による。

④ この法律施行前、改正前の財政法第三十四条
の規定により承認された支出負担行為の計画に
ついては、なお従前の例による。

⑤ この法律施行前、改正前の会計法第十三条の
二の規定による認証を受けた支出負担行為でこ
の法律施行の際まだ支出をししていないものに
ついては、改正後の同法第十三条の二の規定に
よる認証又は改正後の同法第十三条の四の規定
による認証を受けたものとみなす。

⑥ この法律施行の際改正前の会計法又はこれに
基づく命令の規定により歳入徴収官、支出負担行
為担当官及び支出官並びにこれらの者の代理官
及び分任官並びに出納員である者は、この法律
施行後は、それぞれ改正後の同法の相当規定に
よる歳入徴収官、支出負担行為担当官、支出官
並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出
納員になつたものとみなす。

附則（昭和二十九年三月三十一日法律第三
六号）抄
① この法律は、昭和二十九年四月一日から施行
する。

附則（昭和二十九年五月八日法律第九〇
号）抄
① この法律は、公布の日から施行する。

③ 昭和二十八年年度分以前の予算に係る繰越につ
いては、なお従前の例による。

附則（昭和三十一年五月二十二日法律第一
一三号）抄
① この法律は、公布の日から起算して八月をこ
えない範囲内で政令で定める日から施行する。

⑨ 改正前の会計法第三十八条に規定する出納官
吏又は同法第四十条第二項に規定する出納員
のうち物品の出納保管をつかさどるもの（中略）
のこの法律の施行前の事実に基づく弁償責任につ
いては、なお従前の例による。

附則（昭和三十一年五月二十二日法律第一
一四号）抄
① この法律は、公布の日から起算して八月をこ
えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十一年六月二十二日法律第一
四八号）
① この法律は、地方自治法の一部を改正する法
律（昭和三十一年法律第四十七号）の施行の
日から施行する。

② この法律の施行の際海軍省漁業調整委員会の委
員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁
止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道
府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機
関が処理し、又は管理し、及び執行している事
務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の
指定都市（以下「指定都市」という。）又は指
定都市の市長若しくは委員会その他の機関への
引継ぎに必要なる経過措置は、それぞれ地方自
治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律
第四十七号）附則第四項及び第九項から第十
五項までに定めるところによる。

附則（昭和三十四年四月二〇日法律第一
四八号）抄
① この法律は、（施行期日）

附則（昭和三十六年一月二二日法律第
二二六号）抄

① この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律
第四十七号）の施行の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則（昭和四〇年四月一日法律第四二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条、第八条、附則第十七項及び附則第十八項の規定は公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第三十九条、附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十五項（運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）第四十六条の改正規定を除く。）の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（昭和四六年六月一日法律第九六号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 略

二 第五条から第十一条まで並びに附則第四項及び第二十三項 公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（経過措置）

4 第五条の規定による改正前の会計法第三十九条第二項（同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する代理出納官吏又は第九条の規定による改正前の物品管理法第八条第七項、第九条第六項若しくは第十条第五項（これらの規定を同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する代理物品管理官、代理物品出納官若しくは代理物品供用官若しくはこれらの補助者のこの法律の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

附則（昭和五九年一月二二日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十八條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十六条、第六六十三条、第六六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（会計法等の一部改正に伴う経過措置）

第五十六條 この法律による改正前の会計法第四十八條、物品管理法第十一条及び特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五五号）第五条

第二項の規定により事務を行うこととされた職員の前施行日前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

（国等の事務）

第五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれ

に基づき政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づき政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に

改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により

されている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料

料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第六十五條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第六十六條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成一四年七月三二日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 略

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一四年一月一三日法律第一五二号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月七日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三條の一、第三百三條の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月三十一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。